

景 観 審 第 号
令 和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

景観審議会

会長 八 木 雅 夫

景観行政における今後の施策の方向性について（答申）

令和7年10月23日付け諮問第87号で諮問のあった標記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

兵庫県では、1985（昭和60）年に全国に先駆けて景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）を制定し、以来40年にわたり地域の個性を活かした美しい景観づくりに取り組んでいる。

一方で、人口の減少や偏在化、デジタル技術の進展、観光・交流の多様化など、景観行政を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに対応した新たな政策展開が求められている。こうした状況を踏まえ、当審議会では「景観行政における今後の施策の方向性に関する検討懇話会」を設置し、これまでの県の取組や制度の成果を踏まえつつ、課題の整理や県内外の先行事例の検証のほか、景観まちづくりの担い手育成や景観資源の保全・活用の手法、観光・地域振興との連携、多自然地域の価値向上、デジタル技術の活用の可能性など、多岐にわたる論点について総合的な検討を重ねた。

その結果、今後の景観行政において取り組むべき施策の方向性について、①住民や民間主体の景観まちづくりの推進、②観光・地域振興に向けた景観資源の活用の方策、③景観形成に寄与する建造物等の持続する保全の在り方の3つの観点から、別紙のとおり提言として取りまとめた。

本提言を基に、これまで以上に市町や景観まちづくり団体、民間事業者、専門家との連携を強化して、景観資源を守りながら新たな価値を創出し、地域の魅力を次世代に継承する取組を推進されたい。